

令和4年8月9日

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求について

令和元年11月22日、公正取引委員会において、地方公共団体が浄水場等で使用
する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和22年法律第54号)の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令が行
われたことから、当企業団は以下の13事業者に対し、連帯して支払うよう令和4
年8月5日付けで、損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
水in g株式会社
株式会社クラレ
ダイネン株式会社
幸商事株式会社
太平化学産業株式会社
カルゴンカーボンジャパン株式会社
朝日汙過材株式会社
株式会社エーシーケミカル
株式会社サンワ
セラケム株式会社

2 損害賠償請求額

計139,796,654円

談合対象期間の支払額と談合対象期間以後単価(平成29年度から令和3年度)
の平均にて得た想定支払額の差を損害額として算定した。

3 遅延損害金

金139,796,654円に対する各代金支払日より支払済みまで年5分の割
合による金員

4 請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行
為者の責任)

(参考) 命令の詳細については「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html